

国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員の退職手当の特例に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 前条第2項の規定による退職手当の額は、年俸規程（退職手当規程第9条又は第10条の規定により退職手当規程上の勤続期間が通算されることとなる機関において規定する年俸規程に相当する規則等を含む。）の適用を受けることとなった日の前日に、その者の都合により退職したものとみなして、実際に退職し、又は解雇された日の退職手当規程により算定した額とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>本則</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により算定する額の退職手当規程第7条第1項及び第12条の規定の適用については、当分の間、退職手当規程第7条第1項中「100分の83.7」とあるのは「100分の87」と、退職手当規程第12条中「100分の10.4625」とあるのは「100分の10.875」する。</u></p>	

附 則(平成30年1月15日細則第16号)

この細則は、平成30年1月15日から施行する。